

入札時における工事費(委託費)内訳書の提出について

平成26年6月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法)」が一部改正(平成27年4月1日施行)され、公共工事の入札の際の工事費内訳書の提出が義務付けられました。

愛知県住宅供給公社では、入札時における工事費(委託費)内訳書の提出については、既に義務化されていますが、談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止の徹底を図るため、入札公告又は指名通知する入札案件の工事費(委託費)内訳書を、次のとおり取り扱いしておりますのでよろしくお願いします。

○工事費(委託費)内訳書の未提出又は内容に不備がある工事費(委託費)内訳書を提出した者の入札は、原則として、入札を無効とします。

【内容に不備がある場合の例】

- ・提出者名の誤記、未記入
- ・工事(委託)件名の誤記、未記入
- ・内訳書内の著しい計算誤り
- ・入札金額と内訳書の工事(委託)価格に著しい相違
- ・端数処理等に起因する、工事(委託)価格と内訳金額の積上げとの不一致